

10月分(12月支給分)から児童手当が拡充されます

問こども家庭相談課 ☎・☎(582)1137 FAX(582)1138

制度改正の内容

- ・所得制限の撤廃
- ・支給対象児童の年齢を「中学生まで(15歳到達後の最初の年度末まで)」から「高校生年代まで(18歳到達後の最初の年度末まで)」に延長
- ・第3子以降の手当額(多子加算)を月1万5,000円から月3万円に増額
- ・第3子以降の算定に含める対象の年齢を「18歳到達後の最初の年度末まで」から「22歳到達後の最初の年度末まで」に延長
- ・支給回数を年3回から年6回(偶数月)に変更

児童手当が10月分(12月支給分)から上記のとおり拡充されます。制度改正により、新たに申請をされた人や、現在受給している手当額が変更する人に対し、11月中旬に通知書を発送しています。

以下のいずれかに該当する人で、まだ申請をされていない人は、手続きをお願いします。

- ・所得制限により、これまで児童手当が支給対象外となっていた人
 - ・高校生年代の児童を養育している人のうち、現在児童手当を受給していない人
 - ・大学生年代(平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ)を含み、子どもを3人以上養育している人 など
- ※申請書は公務員を除き、高校生年代以下の子どもがいる世帯に8月上旬に発送しています。

用令和7年3月31日(月)までに認定請求書などを添えて、郵送または直接、上記へ申請。

他その他留意事項や手続きなどについて詳しくは、市ホームページをご覧ください。



ホームページ

ひとり親家庭を支援します

問こども家庭相談課 ☎・☎(582)1137 FAX(582)1138

養育費の取り決め支援

公正証書等作成促進補助金

養育費の取り決めの際の公証人手数料または家庭裁判所の調停申立などの収入印紙代の補助

養育費の保証促進補助金

保証会社と養育費保証契約を結んだ際の保証料として本人が負担する経費の補助

スキルアップ支援(事前相談要)

自立支援教育訓練給付金

雇用保険制度の教育訓練指定講座を修了した場合、受講料の一部を支給

高等職業訓練促進給付金

看護師などの資格取得のため、養成機関で一定のカリキュラムを受講する場合、受講期間中の生活資金を支給

高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた講座受講料の一部を支給

※来年度に受講を希望される場合は、12月13日(金)までに上記へお問い合わせください。

交流会(親と子のつどいの広場)

時12月15日(日)午前10時～正午、午後1時30分～3時30分

所市役所 2階 防災会議室

内親子で工作、マジックショー、仕事や子育ての相談コーナー

定各20組

申11月29日(金)までに右記申込フォームまたは電話で上記へ申し込み。



申込フォーム

